平成２４年（フ）第９２９号
仙台市泉区松陵１丁目２番地の４
破産者　有限会社高豊建設
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
川崎市川崎区大師駅前１丁目７番２号
破産者　有限会社旭洋興業
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１９４号
横浜市青葉区すすき野１丁目９番４号プレ・リヴィエール102
破産者　株式会社光輝
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９８１号
名古屋市千種区光が丘１丁目３番38号　ライオンズマンション光ケ丘第２―701号
破産者　古川　　徹
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８１６号
名古屋市中川区野田３丁目39番地
破産者　有限会社井澤物流
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６号
愛知県津島市池須町66番地の１
破産者　有限会社セットアップ
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８６６号
名古屋市北区憧旛町２丁目40番地の１
破産者　株式会社山﨑板金
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８０２号
大阪府東大阪市高井田西６丁目３番22―111号
破産者　株式会社南和
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９１２号
大阪市北区西天満５丁目６番８号
破産者　株式会社昌研
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１４号
大阪府八尾市南植松町２丁目２番地
破産者　株式会社オーニシテクニカル
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９２６号
大阪市福島区鷺洲３丁目５番10号　誠産業ビル
破産者　有限会社リープ・クリエイト
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１８５号
大阪市淀川区東三国６丁目19番22号
破産者　中央テーク建設株式会社
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２０４号
大阪府豊中市利倉東１丁目５番19号
破産者　有限会社三誠美装
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２６９号
大阪府豊中市蛍池東町１丁目３―２　蛍池森ビル201号室
破産者　ケイホウ電通建設株式会社
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３６５号
大阪市中央区船場中央２丁目２番５号　船場センタービル５号館Ｂ101号室、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区船場中央１丁目２番１―Ｂ112号
破産者　株式会社ジヤパントレーデイング
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４２４号
大阪市浪速区元町３丁目７番１―1302号
破産者　有限会社ドラフティング
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２２３号
堺市北区新金岡町５丁９番地47
破産者　株式会社ヨシダ
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３９５号
大阪府藤井寺市岡１丁目９番45号
破産者　有限会社アズ・ユーホーム
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
鹿児島県鹿児島市桜島藤野町1518番地１
破産者　竹之内信子
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３８９号
東京都西東京市ひばりが丘２丁目11番５号
破産者　近藤　敏彦
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１５４号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目52番１号ヴィラマックス206号
破産者　貞廣　勝司
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４号
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷856番地第２
破産者　有限会社新祐漁業
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所五島支部